

2025（令和7）年度伊賀市立大山田中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に対する基本的な考え方

(基本理念)

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そもそも外から見えにくいものであることから、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題である」という基本認識や「いじめは絶対許さない」という意識を持ち、本校全教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多くあることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。

②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(具体的ないじめの態様例)

- ・ 冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、借りると言つて取られたりする。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（大山田中学校いじめ防止対策委員会）

① 構成員及び開催時期

- ・ 校長、教頭、養護教諭、各学年生徒指導担当で週1回開催する。
- ・ 委員長は、生徒指導主任がその任にあたり、学校長と連携して、主催する。
- ・ 必要に応じて、担任、人権・同和教育担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ問題相談員等が加わり、臨時に開催する。

② 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- ・ いじめ問題に関する年間計画の企画と実施
- ・ いじめ防止に関する取組の検証
- ・ いじめ事案に対する対応の検討

3. 学校におけるいじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

① 道徳教育及び人権・同和教育の取組

いじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について、教職員の共通理解を図るために校内研修を実施する。生徒については、いじめをしない、させない、許さない集団づくりを進めるとともに、自らを大切にし、一人ひとりの違いを理解しながらお互いを尊重するために学級・学年・全校ヒューマンタイムを中心に取り組む。

② 社会性や能力の育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが大切である。そのため、学校行事、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、生徒同士がコミュニケーションを図る場面を積極的につくり、達成感が持てるような活動方法を検討し、実施していく。

(2) いじめの早期発見

① いじめについてのアンケート調査等の実施

- ・ 生徒対象 年5回（4月、6月、9月、11月、1月、）
- ・ 保護者対象 年1回（4月）

- ② Q-U 調査の実施
年2回(5月、11月)
 - ③ 教育相談の実施
 - ・ 担任等による日常的な教育相談
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ いじめ問題相談員の活用
 - ・ ふれあい教室、子ども未来課、市青少年センター等、相談窓口の活用
 - ④ 生活ノート(学習計画帳)、家庭訪問
 - ⑤ 教職員の情報共有体制
 - ・ 月2～3回全教職員で、課題を持たれている生徒や気になる生徒等の現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。
 - ⑥ インターネット等を介して行われるいじめの対策
 - ・ インターネット等を通じて行われるいじめの防止、生徒及び保護者が対処できるよう外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。
- (3) いじめに対する措置
- ⑦ いじめ問題にかかわる生徒の安全確保
 - いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに管理職・生徒指導主任に報告する。まず、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。
 - ⑧ 教職員の情報共有
 - いじめの発見・通報・相談のあった場合、大山田中学校いじめ防止対策委員会緊急生徒指導委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無を確認する。また、職員会議を開いて、情報を共有して、生徒の様子に気を配る。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。
 - ⑨ 保護者への連絡と支援・助言
 - いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑩ 関係機関・専門機関との連携
 - いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の生徒指導委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。